

「令和6年度福岡市子育て支援員研修等業務委託」提案競技に関する質問と回答

令和6年4月24日

No.	項目	内容	回答
1	仕様書2 ページ 【居宅訪問型保育研修 専門研修】について	「施設実習」とは 居宅訪問型保育研修専門研 修の「実践演習」で相違ないか。	施設実習と実践演習は別個である。 施設実習は多様な保育研修事業実施要 綱の35ページの(注)及び、仕様書3ペー ジの(4)参加者の受付及び参加者の集 約④に記載の通り、児童発達支援事業 所等での実習となる。 実践演習は多様な保育研修事業実施要 綱の34～35ページの実践演習 I であ る。 ※要綱のページについては、福岡市ホー ムページ内の「各所管課が公募する競争 入札、提案競技等」「令和6年度福岡市 子育て支援員研修等業務委託研修に係 る提案競技の実施について」に記載。
2	昨年度の一部科目修了 者について	コースごとの人数 についてご教示ください。	子育て支援員基本・専門研修(地域保育 コース)26名。 居宅訪問型保育研修(基礎)2名。
3	子育て支援員研修(地 域保育コース共通科目) と 居宅訪問型保育研修 基礎研修 の重複科目 について	重複科目について、どちらも受講する者は一方 を免除して良いか。	重複科目の免除可。
	(2)① I 補講研修 について	オンデマンドでの開催となることから、補講研 修は無しでよろしいでしょうか。 (6)の受講者への配慮に位置づけられる認識 でおります。	補講研修は無しとする。
	(4)①② 申込み受付と受講者へ の 通知方法について	(4)① ② 参加申込み受付において、オンラインでの受付は 可能でしょうか。また、受講者への通知 は、 メールでの通知でよろしいでしょうか。	オンラインでの受付は可とする。受講者 への受講決定通知 は、電子メールでの 通知で可とする。

<p>(4)④ 実習における修了証 交付 不可の判断 について 市が実施する研修 について</p>	<p>実習において居宅訪問型保育事業従事者として適当でないという判断については、どのよう におこなうのでしょうか。事務局が何か実施する ことはあるのでしょうか。 また、市がおこなう研修とありますが、これは、 どのような内容になりますでしょうか。研修の受 講において、受講する順序やタイミングなど、 考慮する点や留意する点はありますでしょうか。</p>	<p>実習生には誓約書を提出してもらいますが、 誓約書の記載事項を遵守出来ない場合は、実習は中止とする。実習の中止につ いては、事務局ではなく、市が判断する。 仕様書(4)④の「市が行う研修～申込を 一緒に行うものとする」の記載は、居宅 訪問型保育専門研修及び認定研修の受 講者を想定した記載である。「市が行う 研修」とは、当該子育て支援員研修及び 居宅訪問型保育基礎研修のことである。</p>
<p>(6) eラーニングの受講環境 が整わない受講者への 配慮 について</p>	<p>タブレット等の貸出や、会場での受講者数に 上限を設けることは可能でしょうか。</p>	<p>上限は設けない。 当該研修を実施している他自治体の先 行事例を参考に考慮した結果、大量の 貸出数、受講者数は想定していない。</p>
<p>(全体)と(7)</p>	<p>対面開催や(7)のオリエンテーション実施につ いて、定員の上限は設定されていますでしょ うか。</p>	<p>対面開催については、必修であることか ら、受講者全員が受講する。定員の上限 は無い。 オリエンテーションは任意であるが、希望 者は全員、受講出来るものとする。</p>